

平成28年度第3回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成29年2月2日（木）

午後2時から午後2時30分まで

場所：南三陸町役場1階

小会議室

出席者

審査会	会長職務代理者	加茂川	融
	委員	及川	透
	委員	東	忠宏
		(欠席 佐藤)	徳憲 (会長)
		(欠席 工藤)	真弓 (委員)

南三陸町（庶務担当課）

総務課長	三浦	清隆
総務課課長補佐	大森	隆市
総務課主幹		
兼総務法令係長	岩淵	武久
総務課主事	武内	那菜

南三陸町（審議案件担当課）

町民税務課長	佐藤	和則
町民税務課主査	加藤	優美子

日程

審議第2号 オンライン結合による個人情報の提供について
その他

会議の記録

午後2時 開会

事務局（三浦総務課長）

ただ今より、平成28年度第3回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会

を開会といたします。

はじめに、本日の会議への委員の参集状況に関し御報告いたします。

本日の会議につきましては、佐藤会長並びに工藤委員の2名が、それぞれ所要により欠席となっております。

後ほど御確認をいただきますとおり、委員の半数以上が御出席をされておりますので会議そのものは成立いたしますが、佐藤会長が欠席となっておりますので、審査会条例の第4条第3項の規定によりまして、本日の会議につきましては会長職務代理者である加茂川委員に議長をおつとめいただくこととなります。

加茂川職務代理、よろしく申し上げます。

加茂川会長職務代理者

それでは、事務局説明のありましたとおり、会長の職務を代理いたします。直ちに会議に入ります。

初めに、本日の審査会の会議成立につきまして、確認をいたします。

審査会条例の第5条第2項において、審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないといった旨が定められております。本日の会議には、佐藤会長及び工藤委員が欠席となっておりますが、5名の委員のうち3名に御出席いただいておりますので、この会議は成立いたしております。

次に、会議録署名委員を指名いたします。

この会議の会議録につきましては、審査会の運営規程第7条により、庶務をして調製の上、会長とその指名する委員1名が署名することとされております。

本日の会議録署名委員につきましては、東委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、審議第2号：オンライン結合による個人情報の提供についてとなります。

事務局から説明を求めます。

事務局（岩淵）

それでは、審議第2号、オンライン結合による個人情報の提供について、御説明を申し上げます。

この審議第2号につきましては、あらかじめ委員の皆様に関係する資料を送付いたしております案件となります。

本日、すでにお送りいたしております資料一式について改めてお手元に配

布いたしておりますが、平成29年1月10日付けで町長から諮問がなされました国民健康保険の被保険者情報について宮城県及び国民健康保険連合会に対し提供するといったことを目的としたオンライン結合に関し、御審議いただくものです。

まず、諮問の根拠につきましては、さきの審議第1号に同じく、南三陸町個人情報保護条例の第11条第2項となるものであります。

次に、その諮問に対し審査会において御審議いただくことにつきましては、審査会条例の第2条第1項、その第2号となるものであります。

繰り返しとなりますが、本件の諮問、審議につきましては、前回会議まで御審議等いただきました審議第1号と同じ趣旨のものとなります。

以上、庶務側からといたしまして、審議の実施等についての説明となります。

加茂川会長職務代理者

本日の審議に係る事務局の説明が終わりました。

本日の会議には、審査会条例第6条第5項の規定により、諮問実施機関から説明を求めることとして、関係職員に出席をいただいております。

諮問のあった内容について、諮問実施機関側から細部説明など願います。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

町民税務課長の佐藤と申します。本日はよろしく願います。

担当課からの説明といたしまして、本日、私と担当者であります加藤主査が出席いたしております。

関連する業務内容等について、前段、加藤から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

後段、本日お配りした資料に基づきまして、国保の制度改革に関し、私の方から説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

諮問実施機関説明員（加藤）

町民税務課医療給付係の加藤と申します。よろしく願います。

それでは、詳細について説明申し上げます。

すでに委員の皆さんのお手元に資料が届いているとおりの内容となっておりますが、若干、説明させていただきます。

平成30年4月から、先ほどお配りした資料にもありますとおり、国民健康保険法の一部改正により都道府県が国保財政運営の責任主体となります。これに伴って、宮城県全体で35市町村が一つの保険者となり宮城県と市町

村がそれぞれの役割の下に国保運営を行っていきます。宮城県の役割については、財政運営に必要な納付金及び標準保険税率の決定、県内の国保被保険者情報の一元管理、その業務の一部を宮城県国保連合会へ委託します。

市町村については、標準保険税率を基に保険税の賦課及び徴収等、給付、保険証の引き渡し等を行うものであります。

国保連合会と市町村を結ぶ電算システムについて、今回オンラインの結合を進めていきたいということで諮問させていただきました。

なぜ国保連合会と市町村とのオンラインの結合が必要かと申しますと、業務を行うに当たって、現在、月に1度、市町村から国保連合会に情報を提供する場合に市町村で保有している住民情報、世帯の所得区分、その他の情報を一度、電子媒体で引き出して、更にそれを国保連合会の端末に再度送信するというかたちをとっています。しかし、今回の都道府県化に伴い、毎日、国保連合会へ住民情報等を送信しなければなりません。毎日、手動で処理を行うことは個人情報の機密性等が失われるということが懸念され、更には国保連合会から市町村に情報が流れてくるといったことを考えますと、オンライン結合をしていないと、データの取出し等で一旦は外に情報が出てしまうといったことが考えられます。このことから情報漏れを防ぎ、より安全で効率的な手法をとることが大前提にあります。

当町から国保連合会への情報提供に当たっては、提供する住民情報等は国保被保険者世帯のみの提供となります。

今回の国保連合会とのオンラインの結合は、お配りしております資料の国保情報集約システムと住民情報システム、国民健康保険資格の連携システム構成図を見ていただきますと、既存の住民情報システムから作成された個人情報ファイルはデータ連携用PCを介して国保情報集約システム、市町村端末へ自動送信され、LGWAN、総合行政ネットワーク回線を通じて国保連合会サーバーへ転送されます。実際に結合するのは資料の図にあります住民情報システムと連携するデータ連携用PCと国保連合会の端末の間の部分をオンライン化するというものです。この結合によって、市町村と国保連合会との連携をスムーズにしていくというものとなっております。

今回の個人情報の提供について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項で特定個人情報を利用できるとされ、第19条及び別表第1の30項の規定により当該特定個人情報が提供できるものとされていますが、当該業務のオンラインの結合については特に定めはなく、その他法令等による規定はありません。

また、技術面、運用面については、セキュリティに関して当町と国保連合会の間にファイアウォールというかたちで一部の情報、必要な情報しかやり取りができないというシステムとするほか、運用面では双方で担当者を決

め指紋認証を経てシステムを扱うことを考えています。

現在、県内の全市町村が全てオンライン化をするということではないですが、担当課としてはセキュリティ対策も万全に行うことからオンラインの結合により個人情報を提供することとして考えております。

以上であります。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

引き続き、本日お配りした1枚ものの資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、情報の結合、提供先の国民健康保険連合会、この資料では直接に触れてはおりませんが、どういう位置づけかということを中心に御説明いたしますと、国民健康保険法に規定されている公的な法人という扱いでして、国民健康保険法の第83条でその規定がされておりました、各市町村が集まってその業務を行っていくための団体、そういった位置づけとなっております。南三陸町長もその役員、理事ということで現在参画しているといった状況であります。

それでは1枚ものの資料、国民健康保険の見直しについてということで平成28年に厚生労働省で作成した資料となりますが、現段階でまだ詳細が決まっていない部分もございますが、各市町ではこういった資料をホームページに載せるなどして住民への周知を図っているということもあわせて、この資料を使わせていただいております。

改革の方向性の1番に、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うという部分で、ここが大きい改正の柱ということになってございます。現在は、各自治体がそれぞれ保険者となってそれぞれ国民健康保険団体連合会と契約を結んで、国民健康保険における医療の給付の支払の部分を行っていただいている訳ですが、それを県が、その財政の運営部分を一手に引き受け、残った部分を市町村が、例えば被保険者に密着して行う、健診を行うですとか、そういった部分、あとは一番大切な国民健康保険税の賦課徴収を市町村が行う、ただし、計算の基礎となる、基本的、標準的な保険料は県が決めますよといったように、役割を分担した中で平成30年度から新しい国民健康保険制度が動き出すといった内容となります。

そういった内容の資料となっております。

加茂川会長職務代理者会長

諮問実施機関による説明が終わりました。

説明のあった事項などに関し、御質問などありましたら、お願いします。

及川委員

よろしいでしょうか。

加茂川会長職務代理人

及川委員。

及川委員

連合会に参加している団体のうち、オンライン結合によるといった団体はいくつぐらいありますか。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

1月現在となりますが、各市町の検討状況ということで、35の市町村のうち、導入する決定をしているのが20市町村、検討中が9市町村となっております。

加茂川会長職務代理人

あとの6市町村は検討をしていないということですか。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

現段階ではそうなりますが、今後、必要性に応じて検討がなされるといったものと考えております。

加茂川会長職務代理人

南三陸町は検討している9市町村に入っていると。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

そうなります。

及川委員

連合会に事務を委託すると。この委託するに当たっての委託料などはどうなっていますか。すでに決まっているのでしょうか。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

はい。それぞれの業務で決まっております。例えば給付、医療機関からの請求に対する支払等の審査、レセプト1枚につきいくらといった単価契約で毎年度決めております。

及川委員

今回の制度改正の動機についてですが、人件費の負担、事務の負担を軽くしたいということもあると思うんですが、その費用と法人に支払う費用では見合ったものなのでしょうか。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

制度改正に伴う導入時の経費等につきましては国からの補助等がありますが、委員がお話をされたような経費、その節減は図られるのかといった点につきましては、現段階ではわからない部分もございます。都道府県が保険者となる一番大きいメリットとしまして、今まで各自治体で行ってきた事務が共同でできる、例えばレセプトを点検するにしても、各市町村で人員を確保してきたものが、何市町村か分としてまとめて専門の機関に委託して経費を削減すると。コンピュータの結合によって経費の削減のみならず、情報を共有するといった面で事務の軽減も図られるのではないかとといった期待もあるところでございます。

加茂川会長職代理人

オンライン結合することによって経費の節減が図られるといったことがあるにしても、一番には情報の流出とか、そうしたことを防ぐといったメリットがあると考えていいでしょうか。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

はい。先ほど加藤が申し上げましたとおり、今までは、各市町村と国保連合会との情報のやり取りは月に1回程度で済んでいたといった状況でしたが、今後、県が保険者となって日々被保険者の異動を管理していくと。例えば、県内で、石巻から南三陸町に移った方、この方が例えば高額療養費が何か月か継続すると上限が抑えられるといった制度がございまして、そういったことの管理を常時していかなければならないと。その情報を持つためには毎日情報をやり取りしなければなりません。そういったことが必要となってきます。住民情報からのデータの引出し、連合会への送りといった部分、これを今は手で作業していると、この部分についての安全性、正確性を担保したい、そのためのオンライン結合であると。そういった目的によるものでございます。

加茂川会長職代理人

毎日データをやり取りするというのは平成30年度からということですか。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

はい。平成30年の4月からとなります。

及川委員

よろしいでしょうか。

加茂川会長職務代理者

どうぞ。

及川委員

先ほど聞き漏らしたかもしれませんが、国民健康保険、その保険料の支払などは今までどおり町が行うと、その事務関係を連合会に一部委託するというのでしょうか。

諮問実施機関説明員（佐藤町民税務課長）

県内の医療費の水準であったり、高齢化率の状況であったりで保険料の設定が各市町村によって現在は違っている訳ですが、それを、これからは都道府県が国の指標をもとに標準的な保険料を決める、それを被保険者数で掛けて、市町村に対し納付金を納めなさいと。その集めなくてはいけないお金、今現在うちの町では所得の状況によってなど、均等割とか世帯割とか賦課方式によって割り戻して、どれだけ町民の皆さんに負担してもらわなければいけないかといったことを再計算して皆さんに示すと。その賦課する部分については今までと変わらないということになります。その集めたお金を納付金というカタチで県に上げてやると。県ではそれを使って医療機関への支払に必要な額を市町村からの請求に基づいて県が毎月よこしてくれると。そういったお金の流れが変わると。今まで市町村と直接連合会を經由して医療機関に支払っていたものが、今度は県を介してということになり、財布の心配、今後は県がしてくれると。そういったこととなります。

加茂川会長職務代理者

東先生、いかがでしょうか。

東委員

私からは、特にありません。

加茂川会長職務代理者

それでは、よろしいでしょうか。

諮問案件に対する今後の手続等、事務局からお願いします。

事務局（岩淵）

本日の会議につきましては、佐藤会長と工藤委員のお二方が御欠席となっているといったこともございますので、今後の審査会としての事務手続につきましては、前回の審議第1号の際の流れと同じような運びといたしたいと考えております。

なるべく早い段階で5名の委員皆様方、それぞれの御意見、御質問などにつきまして、改めて照会といったことで対応をさせていただきまして、その御意見、御質問に対する諮問側の考え方等を確認する等しながら、次回会議の開催と予定させていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

（異議ない旨の声あり）

加茂川会長職務代理者

それでは、審議第2号については事務局から説明のあった対応により今後の手続を進めるということでお願ひします。

町民税務課の方々には、お疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは、その他となりますが、委員の皆様からなければ事務局から。

事務局（岩淵）

次回の会議の開催となりますが、町の議会開会の関係もありますので、日程的にも限定されるといった状況ではありますが、3月に入ってから開催ということで予定したいと考えておりますので、あらかじめの御了解をいただきたいと思ひます。

加茂川会長職務代理者

それでは、本日の会議については、終了といたします。

以上をもちまして、平成28年度第3回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を閉会といたします。御苦勞様でした。

午後2時30分 閉会